

産業廃棄物処理施設の設置者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第15条の2の7の規定により、次のとおり、産業廃棄物処理施設の改善及び使用の停止を命令しました。

1 対象施設（対象者）

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 名 称 | 株式会社曾我工業 |
| (2) 本社所在地 | 広島市西区山田町甲27番地 |
| (3) 代 表 者 | 代表取締役 曾我 英世 |
| (4) 施設の種類 | 焼却施設 |
| (5) 施設所在地 | 広島市西区山田町甲27番地 |

2 処分の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 処 分 内 容 | 産業廃棄物処理施設に対する改善及び使用の停止命令
・排ガス中の一酸化炭素濃度が排出基準を超過した原因を調査し、必要な改善を行うこと。
・停止の期間は、排ガス中の一酸化炭素濃度が、排出基準以下であることを確認できるまでの期間。 |
| (2) 処分年月日 | 令和8年10月16日 |
| (3) 根 拠 規 定 | 廃棄物処理法第15条の2の7 |

3 処分の理由

令和8年8月27日に本市が測定した結果、排ガス中の一酸化炭素濃度が、排出基準100ppm以下に対して120ppmであり、法第15条の2の3の規定に基づく産業廃棄物処理施設の維持管理基準に適合しないため。

処分についての連絡先

広島市環境局産業廃棄物指導課

電話：082-504-2226

メール：sanhai@city.hiroshima.lg.jp